

判 決
主 文

- 1 被告は、原告に対し、1975万8025円及びこれに対する平成19年●月●●日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 10 1 被告は、原告に対し、7477万6638円及びこれに対する平成19年●月●●日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し別紙1記載の「謝罪文」を交付するとともに、同文書を、本判決言渡し後1か月以内に、長崎市広報及び長崎市ホームページの分かりやすい場所に、囲みで、他の記事と同じ大きさの文字で掲載せよ。

15 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、●●●記者であった原告が、①被告の原爆被爆対策部長から取材対応に際して性的暴行を受けた、②被告が上記性的暴行を防止する義務を怠った、③被告の幹部職員が上記性的暴行について虚偽の風説を流布した、④被告が上記性的暴行に関連する原告の二次被害を防止する義務を怠ったなどと主張して、
20 被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、7477万6638円の損害賠償及びこれに対する不法行為日（性的暴行を受けた日）である平成19年●月●●日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、
25 上記③の虚偽の風説の流布及びこれを放置したこと（上記④の注意義務違反の一部）により、原告の名誉が棄損されたとして、国賠法4条、民法723

条に基づき、別紙1記載の謝罪文の交付及び謝罪広告の掲載（以下「謝罪広告等」という。）を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠〔枝番があるものは特記しない限り枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により認定した事実）

5 (1) 当事者等

ア 原告は、●●●●●●●●にB社（以下「本件会社」という。）に入社し、
●●●●●●から同社長崎支局（以下「長崎支局」という。）に配属され、
記者として稼働していた。（甲95）

10 イ Aは、昭和55年10月に長崎市役所に入庁し、平成16年4月から企画部統計課長を務めた後、平成19年4月に行われた長崎市長選挙において、同候補者であった市長が銃殺されたことに伴い、補充立候補をして離職した。同人は、同選挙で当選し、その後現在に至るまで長崎市長を務めている（以下「A市長」という。）。（甲95、乙53）

15 ウ Cは、昭和46年4月に長崎市役所に入庁し、平成16年から原爆被爆対策部長を務め、平成19年8月1日から企画部長を務めた（以下「C部長」という。）。（乙50）

20 エ Dは、昭和46年4月に長崎市役所に入庁し、平成17年4月から選挙管理委員会事務局長を、平成19年8月1日から会計管理者を務め、平成21年3月に定年退職した（以下「D会計管理者」という。）。同人は、C部長と、高校、大学の同級生で、同期採用され、親しい間柄にあった。（乙50）

25 オ Eは、昭和54年に長崎市役所に入庁し、平成19年8月から平成21年3月まで秘書課長を務め、平成26年3月に定年退職した（以下「E秘書課長」という。）。（乙51）

(2) 平成19年度平和祈念式典

ア 被告は、毎年8月9日に長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典（以下「平和

3、乙6)

ウ 被告は、同年11月8日、E秘書課長、M人事課長（以下「M人事課長」という。）及び人事係長が本社を訪れ、本件会社のN総務局長（以下「N総務局長」という。）、J人事部長及び顧問弁護士並びに原告代理人のH弁護士と本件事件について協議した。その際、本件会社は、原告から聴取した本件事件の経緯等を記載した報告書と抗議文を交付した。（甲4の2・3、乙9）

エ 被告は、同年12月25日、O総務部長（以下「O総務部長」という。）及びM人事課長がI弁護士の事務所を訪れ、前代理人ら及びJ人事部長と本件事件について協議した。その際、被告は、総務部人事課作成の同月13日付け調査結果報告書（甲2、乙18の2。以下「本件報告書」という。）に基づき、調査結果を報告し、全ての事実関係を明らかにすることは困難であるが、本件事件の発生に関して問題があったと考え、遺憾に思うとともにお詫びする旨などを記載したA市長名義の原告及びN総務局長宛の文書（順次、乙18の3・4。以下、前者を「本件文書」といい、後者を併せて「本件文書等」という。）を交付した。

オ 原告は、平成20年1月頃、前代理人らとの委任契約につき実費精算し、その後、別途、本件事件について、中野麻美弁護士（本訴訟代理人。以下「中野弁護士」という。）に委任した。中野弁護士は、被告に対し、同年7月15日付けで、本件事件及びその後の二次被害について苦情を申し立てるとともに、被害救済を求める旨を通知した。（甲5の5、乙19）

カ 原告は、中野弁護士とともに、同年8月18日及び同年10月7日、被告のO総務部長及びM人事課長と本件事件について協議した後、被告の了解を得た上で、平成21年3月6日、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に対して、本件事件及びその後の二次被害について、被告が事実及び責任を認めて謝罪し、再発防止措置を講じるとともに、謝罪文を公

表することを求めて、人権救済申立てをした。(甲1)

キ 日弁連は、平成26年2月5日、一部を除き原告の申立て内容を認めた上、要旨、次のとおり勧告したが(以下「本件勧告」という。)、被告は、本件勧告の全面的受入れはできないとして、これに応じなかった。(甲1、
5 乙41)

(ア) 被告は、C部長が原告に対してした性的行為が、記者に対する情報や取材機会の提供等に関する職務上の優越的地位を濫用し、原告の意に反して強要した人権侵害行為であったこと、及び、被告が同行為の防止措置を尽くしていなかった責任を認め、原告に謝罪するとともに、原告の
10 意向を尊重して、十分な再発防止策を策定し、実施すべきである。

(イ) 被告は、被告関係者の言動により、被告の内外において、原告が好奇の目に晒され、原告に非があるかのような事実を反する風説が流布されたこと等により、原告が更なる精神的苦痛を強いられる二次被害の人権侵害を受けたこと、及び、被告が同被害防止措置を尽くしていなかった
15 責任を認め、原告に謝罪するとともに、原告の意向を尊重して、十分な再発防止策を策定し、実施すべきである。

ク 原告は、平成31年4月25日、本件訴訟を提起した。

(8) 関係条例等

ア 長崎市男女共同参画推進条例

20 被告は、平成14年9月25日、次の条項を含む長崎市男女共同参画推進条例(以下「本件条例」という。)を制定した。

(ア) 11条1項

市長は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンスその他の男女共同参画を阻害する要因による
25 人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談があった場合には、関係機関又は関係団体と連携し、適切に処理するものとする。

(イ) 18条1項

何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

(ウ) 同条2項

5 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

イ ハラスメントの防止等に関する要綱

被告は、ハラスメントの防止等に関する要綱（以下「本件要綱」という。）を定めて、職員が他の職員及び業務遂行に伴う関係者（以下「職員等」という。）に対するハラスメントをしないよう禁止し（2条2項、3
10 条1項）、係長と同等以上の職にある者は、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速、適切な対処をしなければならない旨を定めている（同条2項）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

15 本件の争点は、(1)損害賠償請求に関して、①C部長による本件事件、②被告の本件事件の発生を防止する義務の懈怠、③D会計管理者ら被告職員による本件性交につき原告が同意していた等の虚偽の風説の流布、④被告の上記①及び
20 ③に関連する原告の二次被害を防止する義務の懈怠について、国賠法1条1項の責任原因の有無（争点①～④）、⑤過失相殺の可否、⑥損害の範囲であり、
(2)謝罪広告等請求に関して、上記③の虚偽の風説の流布及びこれを放置したこと（上記④の一部）による名誉棄損の成否及び謝罪広告等の名誉回復措置の要否であり（争点⑦）、(3)両者に共通の抗弁として、和解の成否（争点⑧）であり、各争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 本件事件についての責任原因の有無（争点①）

25 (原告の主張)

ア 本件事件の違法性、C部長の故意

被告は、本件条例の制定者として、職員が一般市民を含む女性に対してセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）を起こさないよう周知徹底し防止すべき注意義務を負い、特に女性記者に対しては、長崎県内外において性的暴行事件が問題となっていたことから、被告の幹部職員が取材に応じて情報提供する際にセクハラや性的暴行を振るわないよう厳しく注意指導し、教育すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。その結果、本件事件が発生したものであり、被告は、国賠法1条1項に基づき、損害賠償責任を負う。

(被告の主張)

一般論として、被告が、職員に対して、一般市民としての女性に対するセクハラを起こさないよう防止すべき注意義務を負っていたことは認める。

被告は、職員に対して、ことさらに女性記者に情報提供する際の注意指導、教育は実施していなかったが、セクハラ防止に関する一般的な教育は行っていたものであり、本件事件の発生防止について責任はない。

(3) 虚偽の風説の流布についての責任原因の有無（争点③）

(原告の主張)

ア D会計管理者ら被告職員による虚偽の風説の流布

C部長は、平成19年7月29日に原告から本件事件につき抗議を受けた際、原告の意思に反してした旨を認めたが、その後、原告と男女関係にあり、本件性交は合意の下に行われた旨をD会計管理者ら周囲の者に広めた。D会計管理者は、同年8月頃以降、本件事件につきC部長の職権濫用を隠蔽し責任回避を図るため、原告が誘った旨や自身も誘われた旨の虚偽事実を付加して被告庁舎内に広げ、これを察知したP及びGの記者が取材に動き始めた旨を同年9月21日の市議会最終日に市議会関係者から伝えられると、上記隠蔽、責任回避の動きを強めた。

D会計管理者は、本件葬儀の際やその後同年11月上旬頃に、複数の週

刊誌記者等から取材を受け、上記隠蔽、責任回避の意図で、本件事件について原告が合意していた旨の虚偽の情報を提供し、これを踏まえて、前提事実(5)オ記載の各記事が掲載された。また、E秘書課長も、D会計管理者と同様に本件事件につき隠蔽、責任回避を図るため、週刊誌記者に虚偽の情報を提供し、これを踏まえて、前提事実(5)オ(ア)記載の記事が掲載された。

イ 職務関連性

D会計管理者及びE秘書課長は、それぞれ、その職務上の地位に基づいて、C部長の職権濫用を隠蔽し、責任回避を図るため、上記アの虚偽の風説の流布をしたものであり、前者について、C部長との間柄から擁護しようとしたのだとしても、会計管理者という職務上の地位に基づく権威の下に、C部長の地位を擁護しようとしたものであるから、これらは、国賠法1条1項の公権力の行使に該当する。

ウ 権利侵害

原告は、上記アの虚偽の風説の流布により、人格的名誉を棄損され、さらに心身の健康を害された。

エ したがって、被告は、上記アの虚偽の風説の流布につき、国賠法1条1項に基づき損害賠償責任を負う。

(被告の主張)

ア 虚偽の風説の流布、職務関連性について

D会計管理者が、平成19年10月31日、C部長、E秘書課長と話をした際に、原告から誘われたことがあると話していたこと、週刊誌記者の取材に応じたことがあったことは認め、その余は不知又は否認する。

被告は、本件事件について、O総務部長、M人事課長ら限られた人員で対応しており、D会計管理者が取材に応じた以外に情報を流布したことはない。また、D会計管理者が取材に応じたことが分かった際、O総務部長から、取材に応じないように注意した。

イ 権利侵害について

争う。

(4) 二次被害防止義務懈怠についての責任原因の有無（争点④）

(原告の主張)

5 被告は、本件事件につき責任を負う立場にあること、また、前提事実(8)、
前記(2)（原告の主張）のとおり本件条例及び本件要綱（以下「本件条例等」
という。）を定めていることから、A市長及び被告職員は、本件条例等に従
って、本件事件につき、性的風評の流布を防止し、原告又は本件会社からの
要請を受けて、二次被害を防止すべく対処する義務を負うところ、次のとお
10 り、これを怠り、隠蔽、責任回避を図るため、前記(3)の虚偽の流布を放置す
るなどして、原告に二次被害を生じさせた。

原告は、これにより、人格的名誉を棄損され、さらに心身の健康を害され
たから、被告は、原告に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償責任を負う。

ア 平成19年9月下旬頃から同年10月29日まで

15 前記(3)（原告の主張）アのとおり、C部長及びD会計管理者（以下「C
部長ら」という。）は、同年8月以降、本件事件につき隠蔽し責任回避を
図るため、C部長が原告に誘われ合意の上で性交に至った旨の虚偽の情報
（以下「本件情報」という。）を流布し、同年9月中旬頃には、その噂が
被告庁舎内に広がり、同月21日にはP社及びG社（以下「報道2社」と
20 いう。）による取材の動きがある旨、C部長ら及び長崎市議会関係者の間
で情報共有されており、その頃には、被告も本件情報の流布について認識
し得た。また、A市長は、同年10月20日、原告が強制的に休職してい
ると認識して様子を伺うため原告にメールし、同月24日、原告から電話
でC部長の辞表を受理しないよう要請されていたから、遅くともこの頃ま
25 までには本件情報の流布について認識していた。

被告は、本件情報の流布による原告の人権侵害を予見し得たから、性的

風評の流布自体が人権侵害に当たる旨を職員に周知徹底するとともに、発信源であるC部長らに対し、本件情報を流布しないよう注意指導すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

イ 平成19年10月30日から同月31日まで

5 A市長は、同年10月30日午後8時頃、報道2社の記者から本件事件につき確認され報道を予告され、同日深夜、C部長に事情を聴取し、本件情報と同内容の弁明及び辞意を受けた。A市長は、翌31日、E秘書課長に本件会社を訪問させ、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●と告げ、二次被害防止のため報道を止めるよう求めた。これを受け、本件会社は、同日午後
10 午後4時頃、前提事実(7)イの協議の際、本件事件は強姦事件である旨抗議し、二次被害の防止を求めた。また、C部長は、同日朝、しきりと周囲に辞意を示し、同日夜、D会計管理者と飲食した際、自殺をほのめかした。

上記経過によれば、被告は、本件事件につき、C部長の職権濫用及び原告の二次被害の可能性を認識していたといえるから、二次被害防止のため、
15 上記アと同様、本件情報の流布を防止すべくC部長らを注意指導し、事実究明のため原告や本件会社から事情を聴取すべき義務を負っていたところ、これを怠り、かえって、C部長の弁明に基づき本件事件の隠蔽及び責任転換を図った。また、被告は、C部長の言動からC部長の自殺を予見し得、
20 自殺した場合、世論の同情を集め、被害者を攻撃する風潮により二次被害が深刻化することを認識し得たにもかかわらず、自殺の予防措置を講じなかった。

ウ 本件葬儀の際まで

前提事実(4)、(5)アないしウのとおり、C部長が自殺し、同月1日、Gによる報道がされ、A市長が記者会見を開き、翌2日、新聞各社が本件事件及びC部長の自殺について報道した。同状況に加え、被告は、同年10月
25 31日に本件会社から抗議及び二次被害防止の要請を受けていたのである

から、本件葬儀の際に週刊誌等の報道関係者が被告職員に接触して取材し、報道されることにより、本件事件について虚偽の風説がさらに拡大し、二次被害が深刻化することを認識し得たから、そのような事態を防止するため、職員に対し、本件葬儀の際に取材に応じないよう注意指導する義務を負っていた。

5

しかし、被告は、C部長の自殺及びこれに同情する風潮を利用して本件事件につき隠蔽及び責任転換を図る意図で、上記義務を怠った。そのため、D会計管理者が、本件葬儀の際、週刊誌記者等の取材に応じ、前記(3)（原告の主張）アのとおり、虚偽の情報を提供した。

10

エ 本件葬儀後、週刊誌報道がされるまで

被告は、上記ウの状況及び本件葬儀の際のD会計管理者の言動を認識し又は認識し得たにもかかわらず、その後も、これを放置した。そのため、前記(3)（原告の主張）アのとおり、D会計管理者が、平成19年11月上旬頃、週刊誌記者等の取材に応じて虚偽の情報を提供し、E秘書課長も、同様に週刊誌記者に対し虚偽の情報を提供した。

15

また、被告は、同月8日、前提事実(7)ウの原告代理人及び本件会社との協議の際、抗議及び二次被害防止の要請を受け、同月9日、D会計管理者から事情を聴取し、週刊誌記者の取材を受け、虚偽の情報を提供した旨を認識した。

20

被告は、本件事件につき、原告らから二次被害防止の要請を受けていたのであるから、二次被害を防止するため、本件葬儀後、D会計管理者らから、取材に応じた週刊誌の発行主体、誌名、記者名、提供した情報の内容等を確認して、同発行主体に対し報道しないよう要請するとともに、原告らが報道差止めのための手段を講じる機会を付与するため、上記各情報を原告及び本件会社に対して提供すべきであった。

25

しかし、被告が、上記各注意義務を怠ったため、前提事実(5)オの各報道

がされ、原告の人格的名誉が棄損され、さらに、これを元にした被害者に対する誹謗中傷がインターネット上に出回ったこと等により、二次被害が拡大した。

オ 報道後の対応

5 被告は、前記のとおり、二次被害防止義務を負うところ、これを怠り、前提事実(5)の各報道、特に同オの週刊誌の報道により、原告の人格的名誉が棄損され、二次被害が拡大することを認識し又は認識し得たのであるから、虚偽の情報を流布し提供したD会計管理者を厳重に処分して、その旨を公表することにより、原告の名誉を回復させ、二次被害を緩和すべきであ

10 ったが、これを怠り、虚偽の情報を放置し続けた。

さらに、被告は、前提事実(5)エのとおり、C部長に対して退職金を支給することとして、平成19年11月23日、その旨報道された。これは、C部長の行為を正当化することを公表するものであり、原告の二次被害を

15 拡大させた。

カ 本件勧告後の対応

原告は、前提事実(7)オ、カのとおり、被害救済を求めて被告と協議し、日弁連に対する人権救済申立てを提案し、被告は、その調査に協力し、勧告を尊重する旨合意した。

そして、同キのとおり、本件性交が原告の意に反する人権侵害であり、被告が本件性交及び二次被害について防止措置を尽くしていなかった責任を認め、原告に謝罪するとともに再発防止措置を講じるよう勧告する本件勧告が出されたのであるから、被告は、これを公表し、本件勧告に従って、謝罪及び再発防止措置を講じることにより、原告の名誉を回復し、被害の緩和を図るべきであったのに、これを怠った。

20

(被告の主張)

25 被告が本件条例等を定めたことは認め、本件事件につき責任を負う立場に

あること及び二次被害防止義務の懈怠につき責任を負うことは否認し争う。

ア (原告の主張) アについて

5 A市長が平成19年10月20日に原告にメールをしたこと、同月24日に原告と電話し、辞表を受理しないよう要請されたことは認め、その余は否認する。

被告が本件事件について認識したのは、A市長が報道2社の記者から情報提供を受けた同月30日であり、原告の主張は前提を欠く。

イ (原告の主張) イについて

10 平成19年10月30日、A市長が報道2社の記者から本件事件につき情報提供を受け、C部長から事情を聴取したこと、同月31日、E秘書課長が本件会社を訪れたこと、前提事実(7)イの協議の際、本件会社から抗議及び二次被害防止を求められたこと、C部長が辞意を表明していたことは認め、その余は不知又は否認する。

15 被告は、本件事件について、同月30日に認識したばかりで事実確認ができておらず、C部長が同意の上と否定していたにもかかわらず、原告主張の二次被害を想定して、措置を講じることはできなかった。上記協議の際に想定されていた二次被害は、新聞等により報道されることについてであり、この時点で、前提事実(5)オのような週刊誌の記事が掲載されることは想定できなかった。

20 また、C部長がA市長やE秘書課長の前で自殺をほのめかしたことはなく、C部長の自殺を予見することはできなかった。

ウ (原告の主張) ウについて

本件葬儀前の事実経過、本件葬儀の際に原告がD会計管理者に電話したことは認め、その余は不知又は否認する。

25 上記イと同様、被告は、この時点で事実確認ができておらず、前提事実(5)オのような週刊誌の記事が掲載されることは想定できなかった。

エ (原告の主張) エについて

D会計管理者が週刊誌の取材に応じたことがあること、平成19年11月8日、前提事実(7)ウの協議の際、抗議及び二次被害防止の要請を受けたこと、同月9日、D会計管理者から週刊誌の取材に応じた旨聴取したことは認め、その余は不知又は否認する。

被告は、D会計管理者が週刊誌の取材に応じたことが分かった後、O総務部長から取材を受けないように注意した。被告は、事前にどのような内容の週刊誌記事が報道されるか認識することはできず、報道しないよう要請したとして、実効性があるともいえず、同要請をすべき義務があるとはいえない。また、被告は、二次被害防止のため、原告及び本件会社と折衝を重ねていたが、原告及び本件会社から、週刊誌への掲載可能性や原告主張の措置を講ずべきことを要請されたことはなかった。

オ (原告の主張) オについて

被告が、D会計管理者に対する処分をしなかったこと、C部長に対する退職金を支給することとし、その旨報道されたことは認め、その余は否認する。

D会計管理者に対しては、前記のとおり、取材に応じないように注意した。また、退職金の不支給要件は、禁錮以上の刑が確定して失職したときであり、C部長はこれに該当しない。そのため、被告が支給を止めることはできず、退職金を支給することが、C部長の行為の正当化を公表するものではない。

カ (原告の主張) カについて

被告が人権救済申立てに合意したこと、日弁連が本件勧告をし、被告がこれに従った対応をしなかったことは認め、その余は否認する。

日弁連の勧告に強制力はなく、本件勧告は、被告職員に対する事情聴取をせず、原告側の偏った判断材料により事実認定されたもので、明らかに

ア (被告の主張) ア及びイについて

被告主張のC部長の従前のセクハラ行為及び本件事件は、いずれも原告に対する加害行為であり、被告の主張は、被害者である原告に回避義務を課して、その責任転嫁を図るものにすぎず、失当である。

5 また、本件事件の際、原告がとった行動は、記者として通常の行動の範囲内であり、原告に過失はない。これを理由に過失相殺をすることは、取材の自由を侵害するものであり、許されない。

イ (被告の主張) ウについて

10 後記(8) (原告の主張) のとおり、本件文書は謝罪を示したものとはいえ、原告が受け入れる余地のないものであった。

そもそも、被告は、本件事件について責任を認めておらず、本件事件の解決が長期化したことをもって、損害の拡大について原告に過失があると主張することは、原告への責任転嫁を図るものにすぎず、失当である。

(6) 損害の範囲 (争点⑥)

15 (原告の主張)

原告は、本件事件により性的自由を侵害され、●●●●を発症した。さらに、前記(3)及び(4)の (原告の主張) 記載の各違法行為により、人格的名誉を棄損され、心身の健康被害が拡大して、●●●●が深刻化、長期化し、次の各損害を受けた。

20 ア 治療費等 301万4106円

原告は、本件事件により●●●●を発症し、別紙2記載のとおり通院し、別紙3記載のとおり、●●●●●●●●費用68万1875円及び診断書等の文書料5万1220円を支出した。また、別紙4記載のとおり、通院交通費等として228万1011円を支出した。

25 イ 転居費用等 174万5400円

(ア) 転居費用 91万2000円

原告は、本件事件により被った●●●●や、前記各報道を元にしたインターネット上の攻撃やつきまとい等から逃れ、心身の安全・安心を確保するため、勤務地である長崎を離れることを余儀なくされ、その後も、シェルターへの入退去を含め、5回に渡り転居した。その転居費用は75万円を下らない。また、転居の際のコンテナ使用料として16万2000円を支出した。

(イ) シェルター入居費用 83万3400円

原告は、上記のとおりシェルターへの入居を余儀なくされ、平成19年9月7日から平成20年1月11日まで127日間入居し、その後、体調が悪化したため、同年2月16日から平成21年1月16日まで336日間入居し、日額1800円、合計83万3400円を支出した。

ウ 休業等損害 3190万3088円

(ア) 原告は、本件事件により記者として就労することができなくなり、平成20年5月19日から休業を余儀なくされ、平成21年10月1日に復職したものの、記者として就労不能な状態が続いた。

原告は、平成19年10月（翌月払のため同年9月分の給与。以下同じ。）以降も本件会社から基本給を受給しているが、従前記者として就業中に得ていた時間外、深夜、休日の割増賃金（以下「時間外等割増賃金」という。）を得ることができなくなった。

(イ) 原告の平成19年4月ないし同年8月の基本給、超勤手当、深夜手当、休日割増賃金、手取額は、別紙5記載のとおりであり、同年5月ないし8月は重大事件等が重なり特に繁忙であったが、通常の状態にあった同年4月においても、時間外労働時間は112時間に上っていた。

(ウ) 本件会社は、平成31年以降、記者について裁量みなし制を導入し、所属部署ごとのみなし時間を定め、時間外単価（基本給÷152時間×1.25）にみなし時間を乗じた裁量手当と調整手当（配属部署及び記

者の勤続年数に対応した役割等級により算定)を時間外等割増賃金に代えて支給している。

5 (エ) 上記(イ)の実態に照らし、原告が記者として稼働していれば得られたであろう時間外等割増賃金は、上記(ウ)の裁量みなし制下の裁量手当及び調整手当の額を下回ることはない。

そして、原告が所属していた政治部記者のみなし時間は55時間、同所属及び原告の役割等級IV等級に対応した調整手当は5万円であるから、別紙6記載のとおり、原告の平成19年10月から令和3年9月までの休業損害は、合計3190万3088円となる。

10 エ 将来の逸失利益 2156万4044円

原告は、現在も記者として就労することができず、その状態は将来も継続すると考えられる。原告に生ずる将来の逸失利益は、その期間を10年間として、直近1年間の休業損害額252万8024円(上記ウ(エ)の令和2年10月ないし令和3年9月分)に10年間のライフニツツ係数(3%)
15 8.530を乗じた2156万4044円となる。

オ 慰謝料 1000万円

(ア) 原告が別紙2記載のとおり長期に渡り入通院した期間に相当する精神的苦痛に対する慰謝料は500万円を下らない。また、原告が著しく名誉を毀損され、職業人及び人間としての行動の自由を奪われたことによる精神的苦痛に対する慰謝料も500万円を下らない。

20 (イ) 被告は、前記(5)(被告の主張)記載の諸事情を減額事由として考慮すべき旨主張するが、同(原告の主張)記載のとおり、減額事由として考慮すべきではない。

カ 弁護士費用 655万円

25 上記アないしオの1割相当。

(被告の主張)

下記イ(ア)のほかは否認し争う。

ア ●●●●について

(ア) 原告は、●●●●の症状が継続している旨主張し、症状固定していないことを前提とした主張をしているが、症状が残存するとした場合、本
5 件事件から14年以上経過していることからすれば、既に症状固定した
ことを前提に損害額を算定すべきである。

(イ) その症状固定時期は、原告において主張立証すべきものであるが、①
原告が復職した平成21年10月頃、②主たる治療が●●●●●●●●とな
10 った●●●●●頃、③原告が実質的な休職状態になった平成27年4
月頃、④●●●●●●●●を中止し症状の著しい改善が認められた●●●●●
●頃のいずれかと考えられる。

イ 休業損害について

(ア) 平成19年4月ないし同年8月の給与の支給額は認める。

(イ) 原告の本件事件前の過剰な勤務状況は労働関係法規に違反し、これが
15 原告の心身に影響を与えていた可能性も否定できず、同勤務状況を前提
として休業損害額を算定すべきではない。また、裁量みなし制の導入は
平成31年以降というのであるから、それ以前の休業損害の算定根拠と
して考慮することはできない。

ウ 慰謝料について

20 前記(5) (被告の主張) 記載の諸事情は、慰謝料算定の際、減額事由とし
て考慮されるべきである。

(7) 名誉棄損の成否及び名誉回復措置の要否 (争点⑦)

(原告の主張)

25 原告は、前記(3)及び(4)の (原告の主張) 記載のとおり、被告職員が本件事
件等について虚偽の風説を流布し、被告が二次被害防止義務を怠り、これを
放置したことにより、人格的名誉及び報道記者としての職業上の社会的名誉

を棄損された。原告が名誉を回復するためには、請求2記載の謝罪広告等が必要不可欠である。

(被告の主張)

否認し争う。

5 (8) 和解の成否 (争点⑧)

(被告の主張)

次のとおり、原告と被告との間で、本件事件について黙示的に和解が成立した。

10 ア 前提事実アないしウのように、原告は、本件事件について前代理人らに委任するとともに、本件会社に相談し、被告は、平成19年10月31日以降、原告及び本件会社との間で、本件事件について協議を重ねていたところ、被告は、前提事実エのとおり、平成19年12月25日の協議の際、原告及び本件会社宛の謝罪文である本件文書等を交付した。

15 イ これに対して、本件会社は、同月26日又は27日、J人事部長が被告のM人事課長に電話で、上記謝罪文で本件を了とする(解決する)との回答をし、原告は、平成20年1月頃、前代理人らとの委任契約を解消し、同年3月19日、長崎市を訪れ、O総務部長に対し、被告の対応についてお礼を述べ、その後中野弁護士が通知をするまで、長らく被告に対し何ら要求をしてこなかった。

20 ウ 被告の本件文書の交付は、黙示の和解の申入れの意思表示に当たる。他方、本件会社の回答は、黙示的に同申入れを承諾したものといえ、その後の原告の対応や、J人事部長が同年7月23日付けで、大変残念な事態だが、原告が東京の弁護士に解決を依頼した旨のファックスを送信したことからすると、原告も、本件会社と同様に、黙示的に被告の和解の申入れを
25 承諾したといえる。

(原告の主張)

次のとおり、黙示の和解は成立していない。被告の主張は、責任回避目的で、和解の成立要件すら充足しておらず、失当である。

ア 平成19年12月25日及び平成20年3月19日の時点では、原告は、二次被害が深刻化して治療の見通しが立てられない状況にあり、対象となる法律上の権利義務関係が未成熟であり、紛争性の特定を欠いていた。

イ 本件文書は、謝罪文と評価できる内容ではなく、その交付をもって、被告が黙示的な和解の申入れをしたということはできず、原告は、謝罪文及び和解の申入れとは認識していなかった。

ウ 他方、本件文書の交付と引換えに、深刻な被害を受けた原告が一切の損害賠償請求権を放棄することは著しく不均衡であり、互譲性を基礎付ける合理性を欠く。

エ 原告の黙示の意思表示について、被告が根拠として主張する本件会社の回答及び原告の発言をしたことはない。

本件会社は原告の代理人ではなく、その回答を原告の意思表示と捉えることはできず、原告は、本件文書について何ら回答をしていない。原告は、当時、前代理人らに委任しており、本件事件について、合意書を作成せずに、黙示の意思表示をし、被告と和解を成立させることはあり得ない。

オ また、原告は、前代理人らとの委任関係を解消後、新たに委任した中野弁護士から、被害救済を求める旨通知したが、被告は、これに対し、和解成立済みである旨は主張せず、日弁連の人権救済手続においても、同主張をしていないことからすると、両者の間で合意が成立していないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、証拠（甲95、原告本人のほか後掲各証拠）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

「X～今度の土曜、平和宣言文起草委員会の後にうちでどう？かみさん旅行でいないしさ。」、「質問です。最近キレイになりすぎですが？」などと、飲食や自宅に誘う旨のメールを送信した。

原告は、原爆被爆対策部平和推進室長であったQ（以下「Q室長」という。）や被告職員のR（以下「R」という。）に相談し、C部長に対し、
5 同月26日、メールで「部長からのメールを快く受け取れなかったので、当分やり取りを控えさせて下さい。」などと抗議し、同月31日、原爆被爆対策部で、直接、上記メールにつき抗議をした。これに対し、C部長は、同月26日、謝罪する旨のメールを送信し、同月31日、原告に謝り、原告は、
10 上記メールを消去した。

（甲5の1、69、乙3）

エ C部長は、同年6月6日夜、長崎県の職員と飲食していた際、原告に対し、同職員を紹介するとして、原告を呼び出し、原告は、飲食店を訪れたが、その際の、C部長らの揶揄するような様子を見て、すぐに同飲食店を出ようとした。（乙3）
15

オ C部長は、同年7月3日、Q室長とともに、防衛大臣の発言を契機としたA市長の東京への日帰り出張に同行した。原告は、出張帰りのA市長を取材しようと長崎空港を訪れ、A市長が公用車で同空港を離れた後、帰庁するC部長運転車両にQ室長とともに同乗した。原告は、同日夕方、A市長の記者会見に出席し、その後、本件会社本社と連絡をとり情勢を確認するなどしながら、その合間に、C部長主催の酒席に参加して、出張の様子を聞くなどした。（甲31、32、乙57）
20

カ C部長は、同年7月10日、原告から情報提供を受け、「早速のFAXありがとうございました。いつも助けて頂き感謝しております。今日は江戸も雨です。いつかゆっくり飲みに行きましょうネ」とのメールを送信した。（甲68、69）
25

刺激しないような表現にとどめたものとも考えられるが、その際の会話に現れた経緯の概要や心情については、本件事件直後の当事者間の会話であることから信用性が高く、後者は、後記(4)ないし(6)の経緯のとおり、本件事件から間もない時期に、C部長らの弁明内容も把握した上で、前代理人らが原告から聴視した事情に基づき作成されたものであるから信用性が高く、これらと齟齬する部分については、採用することはできない。以上に加え、原告の上記陳述書等は、被害状況について詳細に陳述等するものであるが、本件性交が原告の意思に反することについては争いがないことに鑑み、争点の判断に必要な範囲で、詳細については捨象し、上記のとおり認定するにとどめた。

(4) 本件事件後、C部長の自殺に至るまでの経緯

ア 原告の動向等

(ア) 原告は、本件事件の衝撃で、平常どおり稼働できず、不眠状態の中、平成19年7月28日夕方には長崎支局に出勤し、翌日の本件選挙に備え深夜まで稼働した。

(イ) C部長は、翌29日、原告に対し、午前8時12分に「毎日、猛暑の中の取材、お疲れ様です。今日も激務の一日になりそうですね。持ち前の鋭い取材能力で頑張ってください。あらためて慰労会をやりましょう。」とのメールを、午後0時27分に「暑いでしょう 今日hariポート、遅くならないようにネ 応援してます」とのメールを送信した。

原告は、C部長のメールに絶望し、同日午後4時半頃、C部長に対して電話し、本件事件について確認し、問い詰めた。その際、原告は、従前の接し方に誤解されるようなところがあれば誤るが、どこに行くかも知らず、自分の身に何が起きたのかよく分からず、事後に普通に接してしまったことや、はねつけることができなかったが、本件性交は暴力であること、やめて下さいと何度も言い、聞こえなかったはずはないこと

などを述べ、C部長は、不適切であり、申し訳ないと思う旨を述べ、原告がやめて下さいと言っていたことは聞こえていたと認めつつ、原告に特別な感情を抱いていることや、自然発生的にそうなったものとして、大人の立場で理解したらいいなどと述べ、これを否定し、仕事の関係であったのに、仕事ができなくなる旨述べる原告に対し、これまで通り取材に来るよう求め、変に避けると他社に発覚し不審がられるなどと述べ、原告は、市政担当はL記者に代わった旨を告げ、これ以上、C部長とは仕事ができず、二度と会わないので、連絡しないよう告げた。

(甲35, 66, 69, 89)

(ウ) 原告は、同年8月1日頃、被告の広報課長であり男女共同参画センターアマランス相談室(以下「アマランス」という。)室長であったSに、女性のDV被害の相談窓口を問い合わせ、事前予約の上、同月4日、匿名でアマランスに相談し、報道関係者であり市役所関係者から被害を受けたとして本件事件の概要を告げ、専門医や●●●●●●●の受診等を勧められた。(乙1, 2)。

(エ) 長崎支局は、本件選挙後、本件式典まで繁忙な時期にあったが、原告は、本件事件の影響で一部欠勤して、周囲から心配され、また、C部長の話題が出ると、恐怖に震撼することがあった。

原告は、同月9日、本件式典の際にC部長と会わなければならないと思ひ蒼白となったが、L記者らと手分けして、本件式典及びその後の関連行事の取材をした。C部長は、同日午後0時22分、首相と被爆者団体が面会した際に、原告の様子を見て「ペンを食わせるな!!」とのメールを送信した。原告は、その後、報道陣の被爆者団体の囲み取材に加わり、L記者には被告関係者を取材するよう指示した。その際、L記者は、自分ではC部長が喋ってくれないので原告が取材した方がよい旨述べたが、原告は重ねて同指示をした。

J 人事部長に報告し、原告に連絡した。

K 支局長は、同月 18 日から 19 日にかけて、本社に出張した際、原告の休職の事情を確認し、J 人事部長から本件事件について聞いた。

5 原告は、同月 22 日、前代理人ら及び本件会社の女性弁護士に本件事件の詳細を説明した上、J 人事部長も交えて、本件事件について告訴等も視野に入れて対応を協議した。

10 L 記者は、同月 23 日、P 社の記者からも、G 社の記者と同様の話を聞き、同月 24 日、その旨、原告に連絡し、その際、P 社の記者は C 部長をよく思っていない部長級の者から聞いたらしい旨や、最近の C 部長の様子がおかしいことなどを伝えた。

(甲 22、40、77、78 の 1、証人 K、同 L)

(ウ) A 市長は、同月 20 日、原告に対して、「どうしてる？ 休みを強制的にとらされたのは知ってるけど最近顔を見ないので心配してます。」とのメールを送信した。

15 原告は、同月 24 日、A 市長に対して電話し、C 部長の依願退職を受け付けないよう求めた。その際、A 市長は、心当たりがないような口調であり、C 部長との間で問題が生じたのか確認し、原告は、これを肯定したが、本件事件については伝えなかった。

(甲 5 の 1、92、乙 43 の 3)

20 (エ) L 記者は、同月 30 日、報道 2 社の記者から、被告幹部の間で本件事件に関する情報が広がっている模様であり、合意があったとの認識のようであるが、合意の有無にかかわらず、被告の内部調査が入り、事実を認めた時点で記事にするつもりである旨を聞き、その旨、J 人事部長に報告した。(甲 78 の 1、証人 L)

25 (オ) 報道 2 社の記者は、同日午後 8 時頃、市長公舎を訪れ、A 市長に対して、C 部長のセクハラ事件に関する情報があり、放置すると C 部長側か

ら都合のいいように捏造した情報が流れる可能性があるので、匿名及び C 部長に確認した話の提供を条件に、情報提供したいとして、原告に対するセクハラ被害の情報を伝えた。

5 A 市長は、E 秘書課長に指示して、C 部長を市長公舎に呼び出し、同日午後 11 時頃、C 部長に事実関係を確認した。C 部長は、本件事件について、原告が警察への取材に行きたくない旨を述べ不安定な様子であったので、会うことになり、原告の運転で●●●に行き、話をした後、性的関係を持ったが、無理強いしたわけでも、暴力をふるったわけでもなく、合意の上であった旨を述べるとともに、辞意を表明し、A 市長は、
10 改めて総務部で調査し、事実関係を確認する旨を告げた。

A 市長は、上記面談後、その概要を上記各記者に伝えた。

(乙 5、51、証人 E、被告代表者本人)

(カ) D 会計管理者は、同日午後 10 時頃、C 部長が呼出しを受けたことを知り、E 秘書課長の留守番電話に連絡を求める旨の伝言を残し、同月 3
15 1 日午前 8 時 30 分頃、会計管理者室を訪れた E 秘書課長に状況を聞いたが、E 秘書課長は、同席しておらず内容を聞いていない旨答えた。その直後、同室に来た C 部長が、E 秘書課長に、A 市政の足を引っ張ることになり、市長に謝っておいて欲しい旨を述べたところ、D 会計管理者は、「やっぱりあの件か。受けて立つしかなかやろう。あの女は俺の
20 こに来たとぞ。C と関係ば持ったと言うて、俺も誘われたとぞ。何で俺が、C とした女とせんばとかって言うたとき。」などと述べた。

C 部長は、同日午前 8 時 40 分頃、E 秘書課長と打合せ中の A 市長に対し、上記同旨の謝罪をして、辞表を提出したが、A 市長は、辞表を保留とし、総務部長に指示して調査をする旨を告げ、E 秘書課長は、同人
25 と連絡が取れるようにするよう伝えた。C 部長は、その直後、D 会計管理者に対し、辞表を提出し、保留となった旨を伝えた。

(乙6、10)

(キ) E秘書課長は、同日昼頃、長崎支局を訪れ、K支局長と面談し、本件事件について協議し、その際、原告運転車両で●●●に行った旨を告げ、K支局長は、面談後、その旨、本社に報告した。

5 K支局長は、J人事部長の指示を受けて、L記者とともに、被告庁舎を訪れ、同日午後4時頃、A市長及びE秘書課長と面談し、本件会社の認識、意向として、J人事部長作成の書面に基づき、本件事件は強姦事件であること、原告は●●●●と診断され治療中であり、極めて深刻な状態にあり、回復に相当な時間を要する見込みであること、本人の回復を待つて加害者に対する法的措置等をとることを検討していること、本
10 件事件が表面化した場合の二次被害への配慮が必要であり、被告に対し秘密保持の徹底などの配慮を求めることなどを伝えた。A市長及びE秘書課長は、被告としても二次被害への配慮が必要であると認識している旨を伝えるとともに、報道2社の動きについて、K支局長らと情報を共有し、二次被害防止のため、本件会社から報道2社に申入れすることを
15 提案し、K支局長は本社に伝える旨を述べた。

報道2社の記者は、同日午後5時半頃、L記者に電話し、本件事件について、長崎支局への取材を申し入れ、その際、被告において内部調査が行われること、C部長に直当たりし、C部長は、大筋で認めているが、
20 無理やりではないと述べていること、P社は同日夜の、G社は翌日朝の報道を予定していることなどを伝え、本件会社は、同日午後7時以降、本社総務局において、これに対応した。

原告は、同日夜、J人事部長やL記者と電話し、上記経過等について聞いた。

25 (甲4の1、23、77、78の1～3、乙6、51、54、証人E、同K、同L)

せつ行為をした疑惑で調査中の被告の部長が自殺したことなどを内容とする記事を掲載した。

(甲3の4・5、41、44～48、乙8)

5 ウ 同月1日、C部長の通夜が行われ、同月2日午後1時頃から、C部長の告別式(本件葬儀)が行われた。

原告は、C部長の自殺直前の状況等を確認しようとして、同日、D会計管理者に電話した。D会計管理者は、式の最中のため、電話に出なかったが、E秘書課長に、携帯電話の着信画面を示して、「こういう女ぞ」などと述べた。

10 原告は、同日午後2時頃、E秘書課長に電話し、E秘書課長は、出棺中である旨を告げて、同日午後3時頃、折り返した。その際、原告は、C部長には自殺をせず謝罪して欲しかった旨を述べ、E秘書課長から、C部長の弁明や、D会計管理者が原告からC部長と関係を持ったと聞いたと言っていた旨を聞いて、これを否定し、本件事件の際、原告運転車両で●●●
15 に行き、暴力は振るわれていないが、何度もやめるように言い拒否していた旨を述べた。

Rは、同日深夜、原告に電話し、C部長の本件葬儀等に参加していないが、D会計管理者が、通夜の際に、C部長の家族や親戚らの前で、C部長の弁明や原告と複数回関係を持った旨を話していたと聞いた旨を伝えた。

20 E秘書課長は、同月3日、原告と電話し、D会計管理者が上記前日同様の話をしていた旨や、その話を複数人にしていた旨、自身も誘われたと言っていた旨などを述べ、原告は、これを否定し、D会計管理者に確認するよう求めた。

(甲24、25、49、乙6)

25 エ 被告は、前提事実(7)ウのとおり、同月8日、E秘書課長、M人事課長及び被告人事係長が本社を訪れ、本件会社及び原告代理人のH弁護士と、本

(6) 被告の調査報告及び報告後の経緯等

5 ア 被告は、上記(5)エの協議を踏まえ、関係職員に事情を聴取するなどして、報告書を作成することとし、平成19年11月14日、E秘書課長からH弁護士に、その旨連絡するとともに、謝罪を求める意思に変わりないか確認した。

H弁護士は、同月20日のM人事部長からの電話に被告の事実確認への消極的姿勢を感じ、同月28日、原告及び前代理人らで打合せの上、同月29日、被告に原告が相談した被告職員等の情報を提供した。

10 前代理人らは、上記打合せの際、原告の精神状態から民事訴訟の提起が困難な状態と考えられることも踏まえ、原告の気持ちの整理のため、原告が信頼を寄せているA市長と意見交換する機会を設けることを提案した。

15 原告は、●●●●●●●●、●●●●●●●●において●●●●との診断書を取得し、前代理人らは、同月8日付けで本件事件前後の経緯を整理した書面を作成した。原告は、同日、前代理人らと、A市長と非公式に面会し、同書面や上記診断書等を基に本件事件の経緯や原告の状況等を説明し、二次被害の防止を求めた。

(甲5、乙11、16、53、被告代表者本人)

20 イ 被告は、総務部人事課において、同年11月4日から同年12月11日までの間に、本件事件に関して、A市長、E秘書課長、D会計管理者及び原告が相談した職員4名から事情聴取するなどして調査した結果をまとめた同月13日付けの本件報告書を作成し、A市長は、本件事件の発生に関して問題があったと考え、遺憾に思うとともにお詫びする旨などを記載した同月25日付けの本件文書等を作成した。

25 被告は、同日、O総務部長及びM人事課長が、前代理人ら及びJ人事部長に対し、本件報告書及び本件文書等を交付して、その趣旨を説明した。その際、H弁護士から、本件文書のお詫びの文言について、前提として合

意の有無の認識を問われ、○総務部長は、その点について判断を示すものではなく、合意の有無に関わらず、本件事件の発生自体不適切であり、お詫びする趣旨である旨を説明し、J人事部長は、お詫びの文言があることに一定の理解を示した。

5 A市長は、同月26日、原告に対し、本来の原告とまた会える日を楽しみにしている旨のメールを送信した。

(甲2、93、乙18、証人M)

ウ 原告は、平成20年1月24日頃、前代理人らとの委任契約につき、実費精算し、その後、同契約を解消した。

10 原告は、被告がセクハラ防止の研修を行うことを知り、関係先への離任の挨拶を兼ねて、同年3月17日、長崎市を訪れ、同月19日、同研修の際、○総務部長と会い、被告が一定の対応をしていることについてお礼を述べた。

(甲5の5、75、乙19、56)

15 エ 原告は、同年4月頃、本件事件について、中野弁護士に委任し、中野弁護士は、被告に対し、同年7月15日付けで、本件事件及びその後の二次被害について苦情を申し立てるとともに、調査を実施の上、被害救済を求める旨、そのための協議を申し入れる旨を通知した。J人事部長は、これを知り、同月23日、M人事課長に対し、残念な事態だが、原告が弁護士
20 に解決を依頼した旨の連絡をした。

被告は、同月31日、上記通知に対し、協議に応じる旨回答し、○総務部長及びM人事課長が、中野弁護士の事務所を訪れ、原告らと協議したが、本件文書により解決済みである旨の主張はしなかった。中野弁護士は、同協議の際、第三者委員会を設置し調査を行うことを提案し、M人事課長は、
25 同年9月4日、中野弁護士に対し、予算措置を伴うため、被告市議会等への説明が必要であり、調査結果の公表が想定される旨を伝えた。

原告は、同年10月7日、中野弁護士とともに、〇総務部長及びM人事課長と協議し、その際、本件文書につき、前代理人らからは謝罪を得られたことを喜ぶべきと言われたが、問題の所在が不明なまま謝っているという疑念が消えず、本件事件が解決したとは思っていない旨を述べ、〇総務部長は、被告としても解決したとは認識していない旨を述べた。

(甲103、乙19～21、23～25)

オ 中野弁護士は、被告に対し、〇総務部長宛ての同月27日付け及び同年11月21日付け書面により、日弁連に対する人権救済申立てをし、被告にその協力と、同申立ての結果を尊重して具体的措置を講じることを提案するとともに、勧告後の措置の実現に向けて被告と意見調整を図ることを求める旨を通知し、被告は、同月10日付け書面及び同年12月付け書面により、人権救済申立てに了解し、その審査及び結果について可能な限り対応する旨、勧告がされた場合の意見調整に了解する旨の回答をした。

原告は、前提事実(7)カのとおり、平成21年3月6日、本件事件及びその後の二次的被害について、人権救済申立てをし、日弁連は、平成26年2月5日、本件勧告をした。

(甲1、乙26～32)

カ 被告は、本件勧告を受け、同年9月9日、日弁連に対し、再発防止策等の実施について、セクハラ防止等のための職員研修の拡充、外部有識者による相談窓口、調査委員会の設置をしたほか、職員を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、一層の再発防止策等に努める旨を回答するとともに、原告の意向等確認について、協議日時の調整中である旨を回答した。

原告は、中野弁護士を通じて、被告に対し、平成27年12月22日、本件勧告の履行について協議を求め、平成29年3月31日、本件勧告を踏まえた要望書を送付し、両者の間で協議がされたが、被告は、同年8月22日、原告に対し、本件勧告の事実認定の手法及びその結果に疑義があ

5 めのものにすぎず、C部長のいう特別の感情に基づくものと考えられる
誘いのメールに対しては、これを拒否していること、本件事件の際に原告
運転車両により●●●に行ったことについては、前記認定事実(3)の経過
によれば、C部長は、原告が本件式典の際の取材への協力を求めて連絡
してきたことを奇貨として、これに協力するかのよう態度を示しつつ、
拒否し難い立場にある原告に対し、執拗に指示して●●●に入った
ものであって、C部長が、そのような関係性に乗じて執拗に指示した結果
にすぎず、その後も取材のための話を聞き出そうとする原告に対して、
その抵抗を排して本件性交に及んだことも併せれば、同意していると誤
10 解するような事情ということとはできない。

以上のおり、C部長が原告が黙示的に同意していると誤解していた
とは認められず、被告の主張は採用できない。

イ 職務関連性について

15 (ア) 前提事実(1)ウ、(2)アのおり、C部長は、原爆被爆対策部長として、
本件式典を取り仕切る立場にあり、その職務には、本件式典に係る
取材対応又はその窓口となることも含まれていたと認められる。(乙8)

そして、前記認定事実(3)のおり、原告が本件式典の際の参議院議長の
取材への協力を求めるためにC部長に電話し、C部長は、これに協力
するかのよう態度を示して、原告に会うことを求め、その際に本件性交
20 交に及んだのであるから、外形的には、本件式典に係る取材への協
力というC部長の職務に関連する行為に際して、本件性交に及んだもの
といえ、本件事件は職務関連性を有するものと認められる。

(イ) この点、被告は、前記第2の3(1)(被告の主張)イのおり、職務関
連性がない旨主張する。

25 しかし、前記認定事実(3)のおり、本件事件は、原告が本件式典の際
の参議院議長の取材への協力を求めてC部長に電話し、C部長が会おう

としたことを端緒とするものであり、原爆被爆対策部長に参列者への取材の機会を確保する権限がなかったとの点については、同イのとおり、C部長が参列者側と調整することを示唆する言動をしていることからして、参列者側に問い合わせるなどして取材の可否を確認することも、原爆被爆対策部長の職務権限に含まれていたか、そうでないとしても、その外形を有していたと認められるから、上記権限の有無は、職務関連性の有無に影響しない。また、深夜の時間帯であったことは、記者の取材活動が深夜に及ぶことがあり得ることは、前記認定の経過からも明らかであるから、職務関連性を否定する事情とはいえず、被告の主張は採用できない。

ウ 権利侵害

そして、上記アのとおり、本件性交は原告の権利を侵害するものといえるから、被告には、本件事件について国賠法1条1項に基づく責任原因があると認められる。

(2) 本件事件発生防止義務懈怠についての責任原因の有無（争点②）について原告は、前記第2の3(2)（原告の主張）のとおり、被告が、本件条例の制定者として、職員が一般市民を含む女性に対してセクハラを起こさないよう周知徹底し防止すべき義務を負う旨主張し、一般論として、被告が同義務を負うことは争いが無い。

もっとも、男女共同参画法は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を推進することを目的としたものであり（1条）、これを受けて制定された本件条例の関係規定も、被告ないしその機関である市長に対し、一般的義務として適切な処理をすべきこと（11条1項）などを規定したものであり、これにより、直ちに不法行為法上の注意義務を形成するものとはいえない。

そして、被告は、本件事件当時、セクハラ防止等のための職員研修を行い、市内部の相談員等による相談体制等を整備するなど、職員によるセクハラの防止について一定の措置を講じていたことが認められる（乙35、41、弁論の全趣旨）ところ、本件事件の発生前に、C部長と原告との間に、その発生を予見し得るような具体的事情が存在し、これを被告が認識し得たことを認めるに足りる証拠はないから、被告が、上記の措置を超えて、本件事件の発生を防止するために具体的措置を講ずべき、不法行為法上の注意義務を負っていたとは認められない。

この点、原告は、当時、長崎県内外において女性記者に対する性的暴行事件（甲18等）が問題となっていた旨指摘するが、女性記者に対する一般的状況を指摘するにとどまり、本件事件発生を予見し得る具体的事情ということとはできないから、被告の講じていた上記措置で施策として十分であったか否かはさておき、不法行為法上の注意義務を基礎付けるものとはいえず、上記判断を左右するものとはいえない。

したがって、原告の主張を採用することはできず、この点について、被告に国賠法1条1項の責任原因があるとは認められない。

(3) 虚偽の風説の流布についての責任原因の有無（争点③）について

ア 虚偽の風説の流布について

(ア) 前記認定事実(4)のとおり、C部長は、平成19年9月末頃、D会計管理者に対し、本件事件について、原告運転車両で●●●に行った旨を話したこと（同(4)イ(ア)）、同年10月30日午後11時頃、A市長に対し、本件事件について、上記事情等から、合意の上であった旨の弁明をしたこと（同(オ)）が認められる。

また、同(4)、(5)のとおり、D会計管理者は、C部長から上記のとおり本件事件について聞き、同月31日午前8時30分頃、C部長及びE秘書課長に対し、原告がC部長と関係を持ったと言ってきた旨、自身も誘

われた旨を話したこと（同(4)イ(カ)）、同年11月1日及び2日の本件葬儀等の際に、C部長の弁明やC部長と原告が複数回関係を持った旨を話したこと（同(5)ウ）、同月上旬、週刊誌記者に対し、C部長の上記弁明に沿う話をしたこと（同オ）が認められる。

5 (イ) C部長の上記弁明は、原告運転車両で●●●に行ったとの点は事実を話したものであるが、前記(1)のとおり、本件事件の経過に照らし、原告が同意していなかったことを認識していたと認められるから、合意の上であったとの点は、虚偽の弁明であったと認められる。

10 また、D会計管理者は、上記(ア)及びその基となる前記各認定事実の経過に照らし、平成19年9月末頃、C部長から話を聞いた際に、合意の上であった旨も聞き、その後も、自殺するまで、随時、連絡を取り合っており、情報を共有していたものと認められる。そして、合意の上との点については、D会計管理者が、これが虚偽であると認識していたと認めるに足りる証拠はないから、主観的には事実と認識していたとしても
15 不自然ではないが、原告がC部長と関係を持ったと話したとの点は、その後、本件事件より前に聞いたと話していること（前記認定事実(5)オ）から、虚偽であることが明らかであり、自身も誘われたとの点も、上記虚偽の話と同時にした話であり、他にその形跡がないことから、虚偽であると認められ、本件葬儀等の際に話した複数回関係を持ったとの点も、
20 他にその形跡がないことから、虚偽であると認められる。

(ウ) 原告は、前記第2の3(3)（原告の主張）アのとおり、C部長らが、同年8月頃以降、本件事件について、隠蔽、責任回避を図るため、虚偽の事実を付加して広めた旨主張するが、上記(ア)より前の時期にC部長らが虚偽の情報を広めたことを認めるに足りる証拠はない。

25 この点、前記認定事実(4)イの経過から、C部長は、報道2社の記者が同年10月30日にA市長を訪れた後、同月31日には各記者の取材を

記(1)のとおり、外形上、C部長の職務に関連するものということができ
るが、取材に協力するように装って本件性交に及んだというものであつ
て、職務には該当せず、C部長が、D会計管理者や取材記者に、その弁
明内容を伝えたことは、私的行為としてしたものといえ、取材の時点で
5 は、その内容に照らし、職務に該当しないことが明らかであるから、職
務関連性を有するとは認められない。

他方、A市長から聴取された際の弁明は、被告の職員として弁明した
ものといえるが、同弁明は、内部調査に対してしたものであり、原告に
対して向けられたものではないから、原告に対する権利侵害行為に当た
10 るということとはできない。

(イ) また、上記アのとおり、D会計管理者は、本件事件に関連して、虚偽
の事実を広めたものであるが、その職務上、本件事件について対応すべ
き立場にあるとは認められない。前記認定事実(4)イのとおり、A市長は、
平成19年10月30日に本件事件について認識した後、総務部人事課
15 において調査することとし、E秘書課長にもこれに関与させることとし
たものであり、本件事件への対応は、D会計管理者の職務に属さず、そ
の外形を有するとも認められない。

したがって、D会計管理者が、本件事件に関連して、虚偽の話を広め
たことは、私的行為としてしたものであり、職務関連性を有するとは認
20 められない。

ウ したがって、虚偽の風説の流布について、被告に国賠法1条1項の責任
原因があるとは認められない。

(4) 二次被害防止義務懈怠についての責任原因の有無（争点④）について

ア 原告は、前記第2の3(4)（原告の主張）のとおり、被告が二次被害を防
止すべき義務に違反した旨主張するところ、その内容は、①C部長ら及び
25 被告職員に対し、本件事件に関連して、C部長の弁明に沿った情報等を拡

散しないよう注意指導すべき義務（上記（原告の主張）ア～エ）、②本件事件について、その原因を究明すべき義務（同イ）、③C部長の自殺を防止すべき義務（同イ）、④週刊誌に虚偽の情報が掲載されることを防止すべき義務（同エ）の各違反、⑤D会計管理者を処分して公表すべきこと及びC部長に退職金を支給して公表したこと（同オ）、⑥本件勧告に従い謝罪及び再発防止措置を講ずべき義務の違反に大別される。

そのうち上記①については、イの限度で理由があり、被告には、二次被害防止義務違反について、国賠法1条1項の責任原因があると認められるが、その余については、原告の主張を採用することはできない。その理由は以下のとおりである。

イ 原因究明、情報を拡散しないよう注意指導すべき義務について

(ア) 原告は、二次被害防止義務の根拠として、被告が本件事件につき責任を負う立場にあること及び男女共同参画法を受けて本件条例等を制定していることを主張するところ、男女共同参画法及びこれを受けて制定された本件条例が直ちに不法行為法上の注意義務の根拠となるものではないことは、前記(2)のとおりであり、本件要綱についても同様に解される。

もっとも、前記認定事実(4)の経過によれば、被告は、同イ(オ)以下のとおり、本件事件について、平成19年10月30日、A市長が、報道2社の記者から情報を得て、C部長から事情を聴取して、内部調査をすることとし、また、同月31日、長崎支局を通じて本件会社と協議し、原告の認識を把握しており、本件事件が、C部長の弁明を前提としても、原爆被爆対策部長という被告の要職にある者が、記者であり、取材を通じて職務上の関係を有する原告と性的関係を持ったというもので、被告への信頼という公益に関わる可能性のある問題であり、かつ、その弁明が原告の認識と異なり、原告の認識どおりであったとすれば、違法行為であり、被告としても、国賠法上の責任を問われる可能性のある問題で

あることを認識していたか、容易に認識し得たと認められる。不法行為法の構造上、一般に、その責任を追及されている側に原因を究明すべき義務があるということはできず、被告が、原告に対し、同義務を負うということはできないが、被告は、上記のような公益上の必要性から、本
5 件事件について事実関係を明らかにするため、内部調査をすることとしていたものであり、また、被告にとって、事実関係を明らかにすることは、国賠法上の責任の有無を検討し、必要な対応をとる上でも有益であったといえる。そして、性的被害を受けた者が、加害者に対する責任追及等の過程や、当該事案の報道等により周囲に知られ、ときには不正確
10 又は誤った情報が流布することなどにより、さらに精神的苦痛を受けるなど、その後の状況により被害が拡大する二次被害を受けるおそれがあり得ることは、周知の事実であり、被告は、本件事件の性質及びこれを把握した経過から、報道の可能性が高いことを認識し、また、本件会社
15 を通じて、原告から、二次被害防止の要請を受けていたのであるから、以上のような諸事情の下においては、本件事件に関する調査の過程や、その公表の有無を含む報道対応等をする際に、被告の職員により、原告に二次被害が生ずることがないように配慮すべきであり、二次被害の発生を予見し得る具体的事情を認識したときには、これを防止すべく被告の
20 関係職員に指導注意するなどの対応をとるべき不法行為法上の注意義務を負っていたと認めるのが相当である。

(イ) 上記のとおり、被告は、平成19年10月31日には、被告の職員により、原告に二次被害が生ずることがないように、その発生を予見し得る具体的事情を認識したときには、これを防止すべく関係職員に指導注意するなどの対応をとるべき注意義務を負っていたと認められる（なお、
25 原告は、本件事件に関する情報の流布について、被告が同年9月下旬頃には認識し得、A市長が同年10月下旬頃には認識していた旨主張する

が、前記認定事実(4)の経過及び前記(3)アで説示したところに照らし、採用することはできず、上記より前の時点で、上記注意義務を負うとは認められない。)

5 前記認定事実(4)イ(オ)ないし(ク)の経過によれば、被告は、同月30日の時点で、C部長の弁明を認識し、同月31日の時点で、C部長と親しい
10 関係にあったD会計管理者が、C部長の弁明に沿う言動をし、さらに自身も誘われたなどとC部長の弁明にもない話をしていたことを認識していたのであるから、同日時点で、これらが、原告の認識と異なることを認識していたと認められ、また、同月30日時点で、報道2社の記者が、
15 C部長にも取材をし、近日中に報道する可能性があることを認識していたのであるから、本件事件が原告の認識するとおりであったとすれば、C部長らの言動により、原告が二次被害を受けるおそれがあることを認識し得たと認められる。

15 そうすると、被告としては、C部長に対しては、原告の二次被害にも留意して、慎重な対応をとるべき旨の指導注意をし、D会計管理者に対しては、前記認定事実(4)、(5)のとおり、本件事件の調査を総務部で行い、
20 関与すべき人員をO総務部長、M人事課長及びE秘書課長等の一定の者に限定し、D会計管理者については、その職務上、関与すべき立場になかったのであるから、事実関係が不明な段階で、本件事件について言及
25 しないよう指導注意すべきであったと認められる。

(ウ) しかるところ、被告がC部長らに対して、上記注意義務を尽くした形跡はなく、C部長については、同月31日に被告が原告の認識と異なることを認識した以降、自殺するまでの間に、他に弁明内容を広めたことを認めるに足りる証拠がないものの、D会計管理者については、前記(3)アのとおり、本件葬儀等の際に虚偽の情報を広め、週刊誌の取材に応じ、
25 C部長の弁明に沿う虚偽の話をしたことが認められ、前記認定事実(5)の

経過に照らし、被告は、D会計管理者に対して、週刊誌報道がされるまで、原告の二次被害を防止すべく指導注意しなかったことが認められるから、上記注意義務に違反したと認められる。

5 なお、E秘書課長が、本件事件について、週刊誌記者に情報を提供したと認めるに足りないことは、前記(3)ア(エ)のとおりである。

(エ) そして、前記認定事実(5)及び(7)の経過並びに同認定に際し挙示した関係各証拠によれば、原告は、D会計管理者が本件葬儀等の際に虚偽の情報を広めたことや、D会計管理者が応じた取材も基にして掲載された週刊誌の報道に接したことも要因となって、●●●●の症状が悪化したことが認められ、上記注意義務違反により、その権利を侵害されたと認められるから、被告には、上記注意義務違反について、国賠法1条1項に基づく責任原因があると認められる。

ウ C部長の自殺を防止すべき義務について

15 原告は、二次被害防止義務の一環として、被告が、C部長の自殺を防止すべき義務を負っていた旨主張する。

しかし、前記認定事実(4)イ(オ)ないし(ク)の経過によれば、被告がC部長の自殺を予見し得たとは認められないから、原告の主張は採用できない。

エ 週刊誌に虚偽の情報が掲載されることを防止すべき義務について

20 (ア) 原告は、前記第2の3(4)(原告の主張)エのとおり、被告が、平成19年11月9日にD会計管理者から事情を聴取し、週刊誌記者の取材を受け、虚偽の情報を提供した旨を認識したのであるから、発行主体に対し、報道しないよう要請し、また、原告らによる報道差止めの機会を付与するため、情報を提供すべき義務を怠った旨主張する。

25 (イ) しかし、週刊誌の記事の掲載は、その発行主体たる出版社の責任と判断において行われるものであるところ、前記イ(ア)で二次被害防止義務について説示したところに照らしても、被告が、第三者に対する働きかけ

をするという積極的作為義務を負うとまでは認められない（なお、地方公共団体である被告が、出版社に対し働きかけを行うことは、報道の自由と抵触しかねない。）。原告の上記主張は、前記イの注意義務違反の結果が影響して作出された状態の積極的除去を求めるものであるところ、
5 金銭賠償の原則（民法722条1項、417条）に照らし、その結果を放置することが、当然に別途の違法行為を構成するものとはいえず、原告の主張を採用することはできない。

また、原告は、原告らによる報道差止めの機会を付与するため、情報を提供すべき義務を怠った旨主張するが、上記同様、本件の事情の下で、
10 被告が、同義務を負うとまでは認められない。被告が情報を提供した場合の原告らによる報道差止めの実効性についても定かではなく（証人Kは新聞記事の差止めについて否定的な供述をしている。）、上記の点について、被告による原告の権利侵害があったということもできず、原告の主張を採用することはできない。

15 オ D会計管理者の処分、C部長への退職金の支給等について

原告は、前記第2の3(4)（原告の主張）オのとおり、原告の名誉回復、二次被害緩和のため、D会計管理者を処分し、その旨公表すべきであるのに、これをしなかったこと、C部長に退職金を支給し、その旨公表し、二次被害を拡大させたことが違法である旨主張する。

20 しかし、地方公務員に対する処分は、任用関係に基づき、所定の要件の下に行われるものであり、退職金の支給についても同様であるから、その有無により、原告の権利を侵害するものということとはできない。また、処分及び退職金の支給の有無を公表することが、本件事件について原告又はC部長の見解を肯定又は否定することを意味するということとはできず、
25 実際にされた退職金支給に関する報道（乙15）がC部長の見解を肯定することを意味したとも認められないから、これにより、原告の権利を侵害す

るものということもできず、原告の主張を採用することはできない。

カ 本件勧告に従い謝罪及び再発防止措置を講ずべき義務について

原告は、前記第2の3(4)（原告の主張）カのとおり、被告が、日弁連の勧告を尊重する旨合意し、本件勧告が出されたにもかかわらず、これに従い、謝罪及び再発防止措置を講じなかったことが違法である旨主張する。

しかし、日弁連の人権救済申立て制度による勧告は、法的拘束力を有するものではなく、また、前記認定事実(7)エないしカの経過によれば、被告は、原告の提案を受けて、人権救済申立てに了解し、勧告が出された場合の意見調整に了解する旨合意したことが認められるが、その合意内容は勧告を尊重することにとどまり、勧告に従うことを内容とするものではなく、これにより法的拘束力が生ずるものでもない。

そして、再発防止措置については、その性質上、原告の権利に影響するものではなく、謝罪についても、原告の損害回復に資するものではあるが、これをしないことが、別途、違法性を有するとはいえないから、原告の主張は採用できない。

ただし、上記経過にも関わらず、被告が本件勧告を尊重せず、謝罪しなかったことは、慰謝料算定の際の一事情として考慮することが相当である。

(5) 和解の成否（争点⑧）について

被告は、前記第2の3(8)（被告の主張）のとおり、本件文書の交付等により、本件事件について、黙示の和解が成立した旨主張する。

しかし、前記認定事実(6)のとおり、本件文書は、本件事件の発生につき問題があり遺憾に思うとともにお詫びする旨を表明したにとどまり、これをもって、和解の申入れと解することはできない。また、原告は、その後、間もない時期に中野弁護士を選任して、本件事件について、被告との協議を再開し、被告は、その過程において、〇総務部長らにおいて、被告としても問題が解決したとは認識していない旨を述べ、本件勧告後には、本件文書の交付

時と異なり、書面による和解案を提示して、和解を含めた協議をしているのであるから、被告主張の事情により、黙示の和解が成立したとは認められず、被告の主張は採用できない。

5 なお、被告は、J人事部長がM人事課長に本件を了とするとの回答をした旨主張し、証人Mはこれに沿う供述をするが、本件会社に原告を代理する権限はなく、仮にJ人事部長の回答が原告の意向を踏まえたものであったとしても、本件文書等の交付の経緯及び内容に鑑み、謝罪を受け入れたということ以上の意味を有するものではないから、これを考慮したとしても和解が成立したということとはできない。

10 (6) 過失相殺の可否（争点⑤）について

被告は、前記第2の3(5)（被告の主張）のとおり、過失相殺を主張するが、次のとおり、原告に相殺すべき過失があるとは認められず、採用することはできない。

ア 本件事件前及び本件事件の際の過失について

15 (ア) 被告は、上記部分に関する過失相殺の前提として、本件事件が、原告が同意していると誤解したC部長の過失によるものである旨主張するが、前記(1)アのとおり、C部長は、原告が本件性交に同意していなかったことを認識していたと認められ、故意による違法行為と認められるから、同主張を採用することはできない。

20 (イ) そして、前記認定事実(2)、前記(1)ア(ウ)のとおり、本件事件前の対応については、原告は、C部長からの誘いのメール等を拒否していたのであるから、これをもって、原告に相殺すべき過失があるということとはできない。

25 また、前記認定事実(3)、前記(1)ア(ウ)のとおり、本件事件の際の対応についても、C部長は、原告からの取材協力を求める連絡を奇貨として、これに協力するかのような態度を示しつつ、拒否し難い立場にある原告

に対し、執拗に指示して●●●に入ったものであり、原告の対応次第では、本件事件による被害を回避し得た余地があったとしても、そのような原告の状況を認識しつつ、原告との関係性に乗じて、本件性交に及んだものであるから、これを相殺すべき原告の過失として考慮することは相当ではない。

5

イ 本件事件後の損害拡大に関する過失について

(ア) 被告は、前記第2の3(5)（被告の主張）ウ(ア)のとおり、原告が本件文書による謝罪を受け入れ、本件事件に終止符を打つとの対応を示したのに、これを翻した旨主張するが、前記(5)のとおり、被告も、本件文書により問題が解決したとは認識していなかったのであるから、被告の主張は採用できない。

10

(イ) 被告は、同(イ)のとおり、原告が証拠を開示しなかったことが、本件事件の解決の長期化の要因となった旨主張するが、交渉段階において、原告に本訴提出の証拠をすべて開示すべき義務があるということとはできない。また、前記認定事実(6)の経過によれば、本件事件後、本訴提起まで長期間経過した主たる要因は、日弁連の人権救済申立て及びその勧告を踏まえた解決を模索し、これに時間を要したことにあると認められ、被告もその手続に協力し、勧告を尊重して原告と意見調整することには同意していたのであるから、上記長期化した要因をもって、原告に相殺すべき過失があるとは認められない。

15

20

(7) 損害の範囲（争点⑥）について

ア ●●●●について

(ア) 原告は、前記第2の3(6)（原告の主張）のとおり、本件事件により●●●●を発症し、同(3)及び(4)の（原告の主張）記載の各違法行為により、心身の健康被害が拡大して、●●●●が深刻化、長期化し、現在も通院治療中である旨主張し、被告は、これを否認し、同(6)（被告の主張）ア

25

のとおり、症状が残存するとした場合、症状固定したことを前提として、損害額を算定すべき旨主張する。

5 (イ) 前記認定事実(3)ないし(7)の経過及び同認定に際し挙示した関係各証拠によれば、原告は、本件事件により●●●●を発症し、その後、C部長が自殺したことや、その後の報道等により、症状が悪化し、深刻化、長期化したものであり、現在も、完治まではしておらず、その治療のため、通院中であることが認められる。

10 他方で、原告は、平成21年10月に内勤として復職し、不定期ながら勤務を継続し、一時休職状態となった時期を挟み、平成24年9月中旬頃からしばらくは毎日勤務するようになり、平成27年4月以降、再度、休職状態となったものの、●●●●●●頃からは、●●●●が減り、目に見えて体調が改善し、令和元年11月25日付けの主治医の回答によれば、身辺日常生活レベルがほぼ正常となった状態にあり、上記稼働期間中よりも、状態が改善されていることが認められる。

15 (ウ) そして、原告の●●●●●●は、本件事件に起因して発症したものであるものの、その症状が悪化し、深刻化、長期化した要因は、C部長が自殺したことや、その後の報道等が影響しているところ、C部長の自殺は原告に対する違法行為を構成するものとはいえず、また、本件事件後の原告主張の違法行為のうち、被告に二次被害防止義務違反による責任が認められるのは、前記(4)の限度にとどまることからすると、上記深刻化、長期化した要因を、すべて本件事件及び上記違法行為（以下併せて「本件違法行為」という。）に帰すことはできない。

20 (エ) 以上の観点から、原告の●●●●●●の状況も考慮して考察すると、本件事件が原告の●●●●●●の主たる要因であることに鑑み、原告の症状が明らかに改善し、身辺日常生活レベルがほぼ正常となった令和元年11月までの症状については、本件違法行為との因果関係を認めるのが相当で

は認められない。また、同記載 9 1 の●●から●●への移動費も治療等に
必要な支出とは認められず、本件違法行為に起因する損害とは認めら
れない。

(エ) 以上によれば、本件違法行為に起因する治療費等は、別紙 3 記載の●
●●●●●●費用等のうち令和元年 8 月 2 6 日までの分 7 1 万 9 8 9 5
円と別紙 4 記載 1 ～ 3 7、3 9、4 5 ～ 9 0、9 2 ～ 9 8、1 0 3、1
4 3、1 5 2、2 2 5、2 6 2、2 6 3 の 8 万 2 1 8 0 円、上記(イ)の 2
万 7 5 0 0 円の合計 8 2 万 9 5 7 5 円と認められる。

ウ 転居費用等

(ア) 転居費用

原告は、前記第 2 の 3 (6) (原告の主張) イ(ア)のとおり、本件事件後、
5 回に渡り転居した旨主張するところ、前提事実(6)イ、前記認定事実(7)
のとおり、長崎市から●●●内に転居した後、2 度に渡りシェルターに
入退所し、計 5 回に渡り転居したことが認められ、当時の原告の状況に
鑑み、本件事件による被害にあった長崎市を離れ、実家のある●●●内
に転居し、シェルターに入退所したことは、必要な措置であったといえ、
その転居費用は、本件違法行為に起因する損害と認められる。なお、原
告の 5 回の転居が上記を指すのか必ずしも明らかではなく、原告は、そ
の後、復職時に●●●内から●●●内に転居しているが、同転居費用に
ついては、復職場所の都合によるものであるから、本件違法行為に起因
する損害とは認められない。

原告は、転居費用及びその際のコンテナ使用料として計 9 1 万 2 0 0
0 円を支出した旨主張するが、これを裏付ける証拠はない。もっとも、
長崎市から●●●内への転居には相当額の費用がかかること、同所から、
シェルターへの入退所については、その距離及び施設の性質に鑑み、さ
ほど費用がかかることは認めがたいことを考慮し、転居費用として併せて

50万円を認めるのが相当である（弁論の全趣旨）。

(イ) シェルター入居費用

原告は、前記第2の3(6)（原告の主張）イ(イ)のとおり、シェルターに入居し、83万3400円を支出した旨主張するところ、前提事実(6)イ(ア)のとおり、原告主張のとおりシェルターに入所したことが認められ、その主張する額も相当と認められる（弁論の全趣旨）から、同入居費用は本件違法行為に起因する損害と認められる。

エ 休業損害、将来の逸失利益について

(ア) 原告は、前記第2の3(6)（原告の主張）ウのとおり、本件事件により、休業を余儀なくされ、復職後も本件事件前と同様に記者として稼働することができなくなり、平成19年10月以降、時間外等割増賃金を得ることができなかったとして、同月から令和3年9月までの時間外等割増賃金相当の休業損害を受けた旨主張し、同エのとおり、同様に、その直近1年分の休業損害額を基に10年分の将来の逸失利益相当の損害を受けた旨主張する。

(イ) 前記アのとおり、原告の●●●●の症状は、令和元年11月までについては、本件違法行為に起因するものと認められる。そして、本件事件前の収入に関し、原告は、平成19年4月から同年8月まで、別紙5記載のとおり時間外等割増賃金を得ていたところ、前記認定事実(7)のとおり、本件事件後、休業を余儀なくされ、復職後も従前どおり稼働することができず、再度、休職状態に陥っており、時間外等割増賃金額を得られなかったことが認められるから、令和元年12月の給与分までについては、本件事件による被害を受けなければ、時間外等割増賃金を得られた蓋然性を有すると認められる額について、休業損害が認められる。

他方、上記のとおり、同月以降の●●●●の症状については、本件違法行為に起因するものとは認められないから、令和2年1月以降の給与

分の休業損害及び将来の逸失利益については、原告の主張は採用できない。

5 (ウ) 上記時間外等割増賃金の額について、原告は、前記第2の3(6) (原告の主張) ウのとおり、別紙5記載の稼働状況から、本件会社において平成31年以降に採用された裁量みなし制下の裁量手当及び調整手当の額を
5 下回ることはなく、別紙6記載のとおりとなる旨主張する。

上記裁量みなし制は、原告主張のとおり、所属部署ごとのみなし時間を定め、時間外単価(基本給÷152時間×1.25)にみなし時間を乗じた裁量手当と調整手当(配属部署及び記者の勤続年数に対応した役割等級により算定)を時間外等割増賃金に代えて支給するものであるところ、そのみなし時間は、配属部署により1か月当たり5.5時間から
10 5.5時間まで差異があり、最も長い5.5時間と定められているのは本社政治部、社会部及び経済部の一部や●●支社の一部に限られ、原告の所属していた長崎支局は5.5時間と定められていること、調整手当は、
15 本社政治部及び社会部の一部を除くと、1等級から5等級まで5000円刻みで3万5000円から5万5000円までとされていることが認められる(甲105)。また、本件会社の就業規則によると、平成27年10月以降、25歳以下が1等級、26歳ないし28歳が2等級、29歳ないし31歳が3等級、32歳以上が4等級以上と定められていた
20 こと、原告は、本件事件当時●●歳であったことが認められる(甲98の1、104)。

上記裁量みなし制は、本件会社の勤務実態を反映して導入されたものと考えられ、これを参照して、原告が得られたであろう時間外等割増賃金を算定することは一定の合理性があるが、導入されたのが平成31年
25 であることからすると、そのまま参照することはできず、上記諸事情に加え、原告が記者として稼働していたとして、配属部署が本社政治部等

の55時間のみなし時間が適用される部署とは限らず、部署ごとに大きな差異があること、また、本件事件前の原告の稼働状況は、原告も自認するとおり、重大事件等が多発し、特に繁忙な状況であったもので、その状況が継続するとは認めがたいことも考慮すると、平均的なみなし時間を用いて上記裁量みなし性を参照して算定した場合の額に近い程度の額の時間外等割増賃金を得た蓋然性を有することは認められるが、これを超える蓋然性を有するとまでは認められないから、全期間を通じて、同算定額をやや下回る程度の月額10万円を基礎として、時間外等割増賃金を算定するのが相当である。

(エ) そして、上記休業損害は、12年3月分と長期間に及ぶのに対し、違法行為時に発生したものとして算定され、遅延損害金が付加されることからすると、中間利息を控除して算定することが相当であるから、原告の休業損害は、以下のとおり、1079万5050円と認める。

$$120 \text{万円} \times \{ 8.8633 [12 \text{年ライブニッツ係数} \cdot 5\%] + 3 / 12 \times (9.3936 [13 \text{年ライブニッツ係数} \cdot 5\%] - 8.8633) \} = 1079 \text{万}5050 \text{円}$$

オ 慰謝料

(ア) 前記認定のとおり、原告は、本件事件の被害に遭い、●●●●にり患し、さらに、被告の二次被害防止義務違反によるD会計管理者による虚偽の情報の拡散も影響して、その症状が深刻化、長期化し、著しい精神的苦痛を受けたと認められる。

そして、本件事件が、被告の原爆被爆対策部長という地位にあるC部長が、記者であり、取材を通じて職務上の関係を有する原告と、その関係性に乗じて、取材への協力を依頼されたことを奇貨として、原告の意に反して本件性交に及んだというもので、原告の性的自由を侵害するとともに、取材活動に支障を生じさせるものであり、そのことが、原告の

5 復職を困難にした要因となったと考えられること、また、上記のような
本件事件の性質や上記二次被害防止義務違反も影響して、本件事件及び
C部長の自殺について、過熱した報道等がされ、後記2(1)のとおり、原
告が名誉感情を害されたと認められること、他方で、原告の●●●●が
10 深刻化、長期化した要因は、上記によるところが大きいと考えられるも
の、C部長の自殺も、相応に影響したと考えられ、この点については、
被告の責任に帰すことはできないものであること、そのほか、被告が、
日弁連の人権救済申立て制度による勧告を尊重する旨を合意しながら、
本件勧告を尊重して謝罪することをしていないこと等、本件に現れた諸
15 般の事情を総合考慮すると、原告の慰謝料額を500万円と認めるのが
相当である。

(イ) なお、被告は、前記第2の3(6)(被告の主張)ウ、同(5)(被告の主張)
記載の諸事情を、慰謝料算定の減額事由として考慮すべき旨主張するが、
前記(6)で説示したところに照らし、減額事由として考慮することも相当
15 ではない。

カ 弁護士費用

以上の損害額は合計1795万8025円であり、その1割相当の18
0万円をもって相当と認める(弁論の全趣旨)。

(8) 小括

20 以上の次第で、被告は、原告に対し、国賠法1条1項に基づき、1975
万8025円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払義務を負う。

2 謝罪広告等請求について

(1) 名誉棄損の成否及び名誉回復措置の要否(争点⑦)について

25 ア 原告は、前記第2の3(7)(原告の主張)のとおり主張するところ、前記
2(3)及び(4)のとおり、被告は、同(4)記載の二次被害防止義務違反により、
同(3)記載のとおり、D会計管理者が、本件葬儀等の際にC部長の弁明や原

告と複数回関係を持った旨を話したこと、週刊誌記者に対しC部長の弁明に沿う話をしたことについて、責任を負うにとどまる。

5 イ 上記D会計管理者の虚偽の情報の流布について、D会計管理者が本件葬儀等の際にした話については、本件証拠上、その相手及び内容を具体的に
10 特定することはできず、また、その直前の●●●●●●●●●●のGの本件事件に関する報道により、C部長については識別可能であったが、原告については匿名でされ、本件事件の被害者が原告であると特定可能な者は一部の者に限定されていたことも考慮すると、本件葬儀等の際のD会計管理者の発言により、その相手が原告であったと識別可能であったと認めるには足りず、これにより、原告の社会的評価を低下させるものであったと認めるには足りない。

15 また、D会計管理者が、週刊誌記者に対しC部長の弁明に沿う話をしたことについては、取材に応じたにとどまり、出版社が、その責任と判断により、同取材だけではなく他の取材も基にして、記事を作成し掲載したものであるから、D会計管理者の同行為により、原告に対する名誉棄損が成立するとは認められない。

20 ウ 以上のとおり、D会計管理者の虚偽の情報の流布により、名誉棄損が成立するとは認められず、D会計管理者の虚偽の情報の流布について、二次被害防止義務違反により間接的に責任を負うにとどまる被告について、原告に対する名誉棄損が成立するとは認められない。

25 エ また、原告は、人格的名誉（名誉感情）の棄損についても主張し、前記認定事実(4)イ、(5)、(7)の経過及び同認定に際し挙示した関係各証拠によれば、原告は、D会計管理者が虚偽の情報を流布したことを知り、D会計管理者が、C部長による本件事件を隠蔽し、その責任を回避し、原告に転嫁しようとしているものと感じ、週刊誌の発行主体たる出版社の表現行為が介在し、匿名による記事となっているとはいえ、D会計管理者が話した内

容も基にして自己の認識と反する内容の記事が掲載されたことにより、心情を害され、名誉感情を害されたことが認められるが、名誉感情の侵害は、民法723条の名誉回復のための処分の前提となる名誉棄損に該当しない（最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照）。

5

(2) 小括

したがって、原告の謝罪広告等請求は理由がない。

3 結論

以上の次第で、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言は相当でないから付さない。

10

長崎地方裁判所民事部

裁判長裁判官 天 川 博 義

15

裁判官 松 本 武 人

20

裁判官松本恭平は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 天 川 博 義